

関西労災職業病 3月号

(通巻第59号)

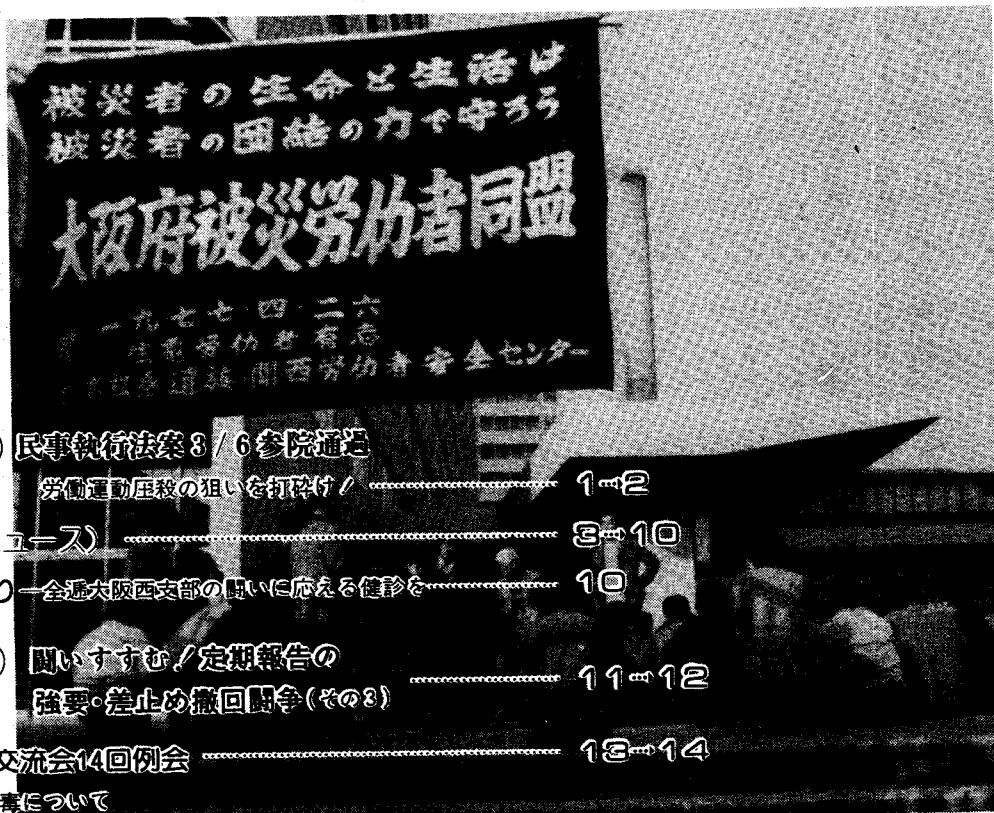
関西労働者安全センター 1979.3.20発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円



- **緊急アピール** 民事執行法案3/6参院通過
労働運動圧殺の狙いを打碎け! 1→2
- 前線から(ニュース) 3→10
- 健診部だより—全通大阪西部の闘いに応える健診を— 10
- **特集** 闘いすすむ!定期報告の
強要・差止め撤回闘争(その3) 11→12
- 関西研究者交流会14回例会 13→14
—有機溶剤中毒について—
- 2月の新聞記事から 14
- 被災労働者の声 15→16
—被災者無視の医療機関(未組織ゆえの苦しみ)—
- 2月分の会計報告 17

緊急
ポイント

民事執行法案

3/6 参院通過

労働運動圧殺の狙いを打碎け

2月21日 日経新聞は 民事執行法成立へ「労働運動には適用せず」と一面で大きく報じた。民事執行法反対斗争を先ず大阪から大きく盛りあげようとの取組みが開始されようとしている。矢先だけに大変注目される。

正直言つて、危機に立つ政府支配層が、労働運動圧殺を企図したものだけにそう簡単にあきらめるわけがない。今後どうでくるのか、と警戒心を高めた半面、いすいにして民事史であるならばとほつとしたのも確かである。

争議つぶしの

民事執行法

民事執行法の危険性については改めて触れる事もないかとは思ふが、簡単に要約すると以下の通りである。

明治23年に作られた民事訴訟法の強制執行編と、明治31年に制定された競売法とを整理統合し、民事執行法の基本を定める目的で策定された法律を作ることにこと寄せて、職場を占拠して斗争争議団を、裁判所、国家権力の合法的な力でもって放逐しようとする悪質な狙いを持っている。

職場を占拠し、大衆の裏力斗争として迷とした社長や官制合理化と斗い、背景資本・行政の責任追及を行つて生活と権利を守らうとする斗いが日本階級斗

争の中で占めている役割は言うまでもなく大きなものがある。オ一に、斗いそれ自身は資本主義体制の根本的矛盾を明らかにすると同時に、この社会を支えてきた労働者が犠牲になることを拒絶し、この体制は既に歴史的に破産していることを示している。

オ二に、斗つている労働者が政府・支配層の進める労働運動の体制内化を拒否し、階級的・革命的労働運動の発展を願ひ、その拠り所となつており、全国人民に大きな励ましを与えている。

オ三に、職場を占拠し斗つている労働者、それを支持し結集する多くの労働者が政治的自覚を高め、農民や反公害住民斗争、部落解放斗争を闘う人々等と団結し、階級的自覚を高めて、国の進路の問題、人民的課題で政府・支配層と斗い、政治の根本的変革の為に斗い始めることを恐がらざるからである。

ごまかしの 修正案

政府・支配層の危機意識は我々が予想する以上に強い。

さて、衆議院を通過した民事執行法は55条・77条で労働運動に適用しないことを明示する為、不動産の占有者としての文字を削除した修正案として参院本会議で3月6日可決され、衆議院に回附された。

我々は修正を獲ちとった事は敵の側が我々の指摘していた労働運動圧殺の意図のあったことを認めたと理解すべきである。ところで、向題なのはこの敵の隠された意図は民事執行法の中で完全に除去されたのかどうかであり、日経で報道しているように、「労働運動に適用せしめ」ということになったのかどうかである。残念ながら、修正された83条は「条件はつけたが」不動産の占有者としての文字は残って

おり、敵の意図は公然化された形で殆んどの部分が残されたことになる。

斗いは二収から

更に、次の衆議院に於いても修正案が可決されるか、原案が再び可決されるのか、又別になるのか、全く予断を許さないのである。

斗いはこれからである。労災保険法の改悪反対斗争を大衆的に起こしていった体験等を生かして、当面は日経を報じた「労働運動には適用せしめを完全に法律に具体化させる斗いを行う

こと、多くの人が身をもって斗いに参加できるようにし、斗いの中で闘う者同志の団結を固め、いかなる反動攻勢にも対処できる有事の態勢を我々が築きあげるよう闘おう。

'78 南大阪 労働ファイルド合宿

感想・報告集

1部 ¥300 (送料別)

日本の医療を管轄する

すべての人々のつどい

★3回 反・日本医学会総会

分科会

- 日時
- 場所
- 内容

1979・4・7(土) PM 3:00 ~ 6:00

東京大学医学部 各科講堂

オ1分科会

医療被害と市民

オ2

労働環境と健康破壊

オ3

医療従事者の苦衷と斗い

オ4

海外侵略、国内治安と医療

総会

- 日時
- 場所

1979・4・8(日) AM 10:00 ~ PM 1:00

自治労会館 (国電 四谷駅 下車5分)

前線から

東大阪

東大阪労基署 脳血栓症に業務外決定

大衆的起ち上りで反撃開始

2月20日、東大阪労基署は帝國千ヤック(株)の従業員である山下暁一郎氏の脳血栓症について、それまでの交渉の経緯を反古にするで、「業務外」の決定を行った。労基署はその理由として、「認定基準に合致しない。つまり、特別な過重労働や、従前にな突発的事故がなかった」という点を挙げて

取り組んできた阪南中央病院・家族・安全センターなどはこの決定について、①認定基準に合致しないのではなく、基準の運用の仕方にも問題があること、②帝國千ヤックの労組へ(全金同盟)との関係など、取り組み側の対応に中途半端な点があり、十分に運動として展開できず、行政にそのスキをつけ込まれたことと総括し、早速反撃体制を準備した。

去る2月24日、京都府の頸腕認定問題について、市役所労働対

しを守る会を中心として、業務外決定後初めて東大阪労基署と交渉をもち、業務外決定を行つた理由について徹底的に追及が行なわれた。初めは十分に協議して得た決定だから自信がある」と聞き直つていた当局側も、一つ一つの具体的追及にはほとんど答

付できなくなり、結局1週間後に署長同席の下で再交渉を行うことを約束したのである。昨年4月の労基則35条改善以来、労災認定について中央集権化、中央統制は強化されつつあり、我々は、一つ一つの認定を大衆的な起ち上りで「基準」を突破して、からつていかなければならぬ。

京都

7回基金支部交渉 支部の姿勢後退を 厳しく追及

去る2月24日、京都府の頸腕認定問題について、市役所労働対

(準)・京滋労災職業病交流会・安全センター・医療関係者を合

せて30名近くが集まり、事務長交渉にのぞんだ。

交渉の焦点は、前回まで「支部として公務員認定に全力をあげる。そのために、本部にあげる資料には認定にマ

イナスになるようなものはない」と言明しておまながら、昨年末から始まった本部協議の中で既成症が問題にされ(支部が)セフトを全て本部にあげたこと(約束違反)、その調査依頼が支部になされたことに對し、支部が

ある。

交渉団としては、本部がセフトを要求するということにたい、認定にたいは赤信号の可能性が大きいと判断せざるを得ないのであり、この本部の動きを支部がどう判断するかは、これまでの交渉のいきさつからしても極めて重要な問題であ

った。はじめの2時間ばかりは、事務長の言動はのらりくらりで要領を得ず頼りないものであったが、交渉団の全ゆる方面からの粘り強い主張によって、支部の態度としては昨年11月の交渉時の判断を變えたいということも明らかにさせることができた。

「あくまで認定までもっていく」という確認は取れたものの、今回まですでに交渉は7回を数えている。早期解決に向けた更なる奮闘が必要だ。



北摂



● 北大阪合同労働組合 ●

3月16日、北大阪合同労働組は藤原運輸(株)の従業員である上田一寿氏の脳内出血について、労災申請に請を行った。

上田氏は昭和35年入社以来、長距離運転手として働いていたが、73年労災事故にあつて以後、小型送迎バスの運転手として勤務を

続けてきた。そして7年12月3日、仕事を終えて帰宅後、食事中に発作を起したものであり、現在国立循環器病センターに入院治療中となっている。北大阪合同労働組は上田氏の災害が労災であることの理由として以下の4点を挙げている。(1)長年、長距離トラックの運転手としての

全国

専門家会議のメンバーは被災者の声を聞け!

▼久保田重孝 座長と会見▲

「マンガン中毒の認定要件」の策定に対する取り組みは、最位現行の認定基準を下回るよ

勤務で、長時間労働不規則な生活・睡眠不足・ストレスが続く、相当な疲労の蓄積によって、高血圧症・脳動脈硬化症をひきおこしたか、又はその増悪を早めたこと

(2) 症状が進んでからもストレスの多い運転業務を継続したこと
(3) 送迎バスの運転手は交代要員も事実上なく、休日の返上はちろん有給休暇さえとれない勤務状況であったこと
(4) 発病の前々日、息子の結婚で有給休暇を申し出たが、それを会社に拒否され、精神的ストレスが大きかったこと。又、発病当日も午後から頭が重く、気分が悪く

なっただが、そのまま仕事を続けねばならなかつたこと。会社や労組へ同盟系の協力が得られない中での調査はかたまり難行したが、申請にあたり今後の闘いが期待される。

話、労働省専門家会議の話、マンガン中毒の話とざっくりぼらんに進んだが、久保田氏自身の責任に対する自覚ある話は全く聞けなかつた。とにかく、この日は次の取り組みへの段取りを目的としての情報収集に力を入れた。整理すると、専門家会議の規模は10人余りではとんどが学会員であり、その中に西山徳大教授、堀口大阪市大教授らが入っていること

日「マンガン中毒認定のための専門家会議」の座長である久保田重孝氏へ産業衛生学会理事長との会見が、植田マンガン支援する会木野氏、診療所の松浦医師、東京の塗師氏の人との面で行なわれた。

内容は、産衛学会の内容は、専門家会議は、まだ文献集めの最中で今年の前半に結論が出るというものではないらしいこと等がわかった。

会見者からの提起として、①専門家会議の人達と会うこと。②4月の学会でマンガン中毒についての自由集會

のようなものをもつことを申し入れたが、こ
 りらについて彼は、の
 フロムでやったように
 皆さんや被災者の人達
 が労働者と会う時に主
 だったメンバーが同席
 して委員会へ伝えると
 いうのはできるのでは
 ないか。②プログラム
 との関係があるが、あ
 なた方が製作中のマン
 かん中毒症の映画を見
 る会のようなものにし
 たらどうかという意見
 を述べていた。

その他、専門家会議
 で現地調査の計画、孤
 池医師に早く被災者と
 会うよう勧告すること
 等を要望し、肉面研究
 者女流会の意見書を渡
 して会見を終えた。

守口

新たにマンガン中毒の 労働認定申請す

居直る竹森を徹底追及

3月15日、守口監督
 署において、植田マン
 かん分會・支援する会
 ・医療関係者等を結集
 して監督署交渉が行な
 われた。冒頭、植田マ
 ンカンの宮路さんの方
 より、この間の交渉
 の中で明らかになった
 「診断サービス」に対
 する竹基の居直り、約
 束されていた元従業員
 の一斉健診を一方向的
 放棄し、更にまた、竹
 基主導で行なった「診
 断サービス」による竹
 森さんらの健診も診断
 書の公表すら拒否し、
 「異常なし」としたこ
 と——に対する抗議と
 意見を述べた後、この

日の具体的問題である
 竹森さんの労働認定申
 請の手続きが竹森さん
 本人の手によってなさ
 れた。
 先ず、松浦医師より
 意見書と8ミリフィル
 ムに基いて説明がな
 され、竹森さんの諸症
 状がマンガン中毒症で
 あることの医学的根拠
 が明らかになされた。加
 えて、植田マンガン精
 錬所が過去何人と労働
 被災者を生み出した劣
 悪な職場であったこと
 が、被災者を通して皆
 衆に疑いの余地は全く
 ないものになっていっ
 た。

これに対して監督署
 は「今見たばかりなの
 でこれから検討したい」
 と答えるだけで、7年
 12月に竹森さんが受診
 した「診断サービス」
 には触れようともしな
 い。それがころか、そ
 の診断書の公表すらう
 やむやなしようとす
 る態度に交渉団の怒りは
 爆発する。行政が過去
 行なってきたズサンな
 「検討」なごナンセン
 スである。

結局、交渉団の追及
 の前に、公文書（診断
 書）の公表はできない
 という態度も変更せざ
 るを得ず、次回は、①
 「診断サービス」の内
 容の文書報告、②竹森
 さんの意見書の検討結
 果について、の交渉が
 進むことになること、
 （4月20日（金）午後
 2時から予定）

3月10日、11日と

同盟は療養と学習会を

兼ねて三田の温泉に出

かけました。現在、9

45通達問題

の年定期報告

書向題と重大

な向題に取リ

組む中で、

湯煙に包まれ

て学習し、団

結を深めよう

との会長の呼

びかけに満場

一致で決定し

たものです。

出迎へのバ

スにゆられて

三田の山奥深

く入ると、粉

雪がちらほら

舞って、外の

寒さが感じら

れました。しか

し、着

いてすぐ湯につかり、

浴衣に着換えると、体

中が暖かくなり、夕食

のとりなへをつつきな

がら、世間話に花が咲

きました。

その後、同じ場所

で合宿をしてい

た植田マン

ガンの関係者と

女赤会を行な

い、できたば

かりのヨミリ

映画を共に鑑

賞しました。

翌日は野本

さんの件につ

いて学習会を

行い、定期報

告書向題につ

いても討論を

深めました。

皆、風呂に

2回、3回と

入り、体の調

子もよこぶる

快調らしく、食事も大

変おいしかったと感想

を述べていました。

湯煙に包まれて

療養と学習会をかぬて温泉へ

●大阪府被災労働者同盟●

三田

三田

温泉合宿で 長期斗争を勝ち抜く鋭気を

●大阪地域合同労働組植田マンガン分会 植田マンガン労働訴訟を支援する会●

植田マンガン労働訴訟は、いよいよ原告本
人尋向を控え、植田と
国を相手にした裁判斗
争も山陰に突入、それ
とともに困り植田の悪
あがきは一層激しくな
る一方。提訴以来、マ
ンガン元従業員健康
裁判闘争に勝ち抜く
ために、原告の団結
と支援のメンバーとの
意志一致が何よりも大
事。ということ、最
近の原告被災者の健康
状態の悪化もあって、
初めての温泉合宿を、
去る3月10、11日に三
田で行った。

今年に入ってから製
作が続けられている原
告らの症状の記録映画
も試写され、植田マン
ガン斗争の原点があら
ため確認された。
また労働者は、植田
マンガン元従業員の健
康診断の要求を「診断
サービス」にすりかえ
て実施してきたが、こ
れまでに受診したすべ
この人が「異常なし」
と切り捨てられてくる。
ところが、その一人で
ある竹森さんがマンガ
ン中毒であることが、
この日、松浦医師によ
り明らかになった。竹
森さんの認定斗争は、
「診断サービス」制度

野曳羽

阪南労災被災者の会

結成される

▼被災労働者は手をとりあってカンパロウ▼

の持つ欠陥を暴き、認定要件に入りいとも結合した重要な斗いである。

合宿は斗いの幅をまた一つ広げ、それだけの意志をさらに強固に

した。またちやうど、被災者同盟の合宿とも重なり、日頃の斗いの交流が持てたことを大さな成果であった。

大阪は南河内、阪南中央病院に通う被災労働者を中心に、3月9日「阪南労災被災者の会」が結成された。この地域は「未解放部落」もあり、劣悪な労働条件で働いている労働者が数多くいると思われ、労災問題を通して、こゝら地域の人々と結

びついているこうと思つて、阪南被災者の会を、皆さんの力を借り育てていこうではありませんか！

以下は呼びかけ文

「健康こそが何よりも大切」と昔からいい続けられていながら、ゆたくしたちは仕事か

原因で唯一の宝ともいふべき身体の満足を失っているものたちです。病氣や障害との斗いの他に「仕事の原因」ということで、ゆたくしたちはもう一つの不安や苦しみを味わわなければならぬのです。

それは、本来完全に補償すべき国や企業からまるで「やりかい者」のように扱われたり、なかなか労災認定をされなかつたり、まだ充分に治っていないのに給付を打切られたりすることさえあるからです。

そこで、ゆたくしたちは、元気の労働者に被災労働者のおかれてある立場を理解してもらったり、お互い助けあつて行政や企業の不当な扱いに断固として闘つていくために、阪

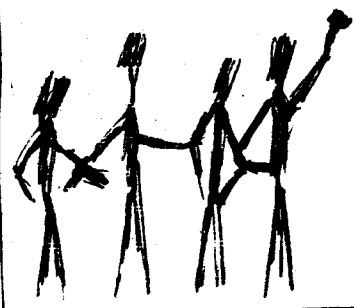
南労災被災者の会を結成いたしました。

被災労働者の皆さん、ともに手をとりあつてカンパロウではありませんか！

入院通院中の皆さん、先生方職員の方皆さん、生ぶ声をあげたばかりのゆたくしたちの会への御理解と御協力の程をよろしくお願い申し上げます。

《連絡先》
野曳羽市恵我之荘
3-12-13

世 康二
0729-153-1466



九州

5/5・6の予定で

九州労災職業病斗争交流

団結合宿

▼新たな斗への契機を求めて……▲

「不況下の労災職業病斗争の課題と展望」を集会基調とする「九州労災職業病斗争交流団結合宿」が5月5日、6日の両日にわたって、北九州市で開催される。この集会は、反公害反労災を活動軸に、74年以來、毎年「九州住民斗争交流・団結合宿」を行って来た「九州住民斗争合宿運動」が提起したもので、実行委員会方式で準備されている。実行委員会には長崎造船労働組合、北部九州労働者安全センター、旧松尾鉦山被害者の会など、こいま

で九州各地で労災職業病に取り組んで来た被災者・活動者が結集している。実行委員会では集会基調が示すように労災職業病斗争の根本は災害源除去、安全予防斗争にあると考へ、労働運動総体の中で労災職業病斗争をとらえる（位置づける）と共に、今年以降の労災職業病斗争の特徴である被災者の怒りのエネルギーに依拠した闘いを重視している。ともすれば代表のあいさつにとどまりやすい被災者、家族がひびきをまじえて話

りあかす場を保證し被災者・家族の闘う勇氣と確信を一層強める集会として機能させたいと考えている。この集会を通じて、①労災職業病をとりまく状況について参加者の認識をあらたにし、参加者が今、抱えている課題克服へ寄与すること、②合宿参加者相互の間に日常的な交流協力関係が生まれることを目指している。更には、この集いが九州各地で労災職業病を闘う人々の横のつながりを構築し、個別斗争の強化発展を図るとともに、自身の闘いから、攻める斗いへと転換する契機となることを期待している。

実行委員会連絡先
北九州市八幡西区
西神原町 4-22
九州労災職業病斗争
交流団結合宿 実行委
事務局責任者 村田久

2/24 成功裡に創立総会開催

神奈川

港の資本の妨害を許さず
労働者の手で労働者の診療所を

● 神奈川県勤労者医療生協 ●

2月24日、神奈川県 会会場は30名近い労働者により、理め尽くさ

健診部だより 全逓大阪西支部 の斗いに 応える健診を

れた。
「働らく者の手で働らく者の診療所を」このスローガンの下、全港湾横浜支部・神奈川労職センターを中心に進めてきた設立運動がここに開花したのだ。
この港の中で多くの先輩・同僚が倒れていった。今考えるとそれは港病ではなか、たか。長年の重筋内体労働・劣悪な労働環境の中で、人知れず港から消えていった。この

ような人達を何人も何人も見てきた。港の労働者の診療所をつくる。これはおしる遅すぎた。もつと早く早くつくられるべきものではなかつたかという思いすらあるわけでありませう。今日は幸い県評の議長さんもお見えになつて県評としてバックアップするとの決意を固めています。この診療所を始まりとして働らく者のためになる診療所をいくつも作って

いく必要性は十分にありませう。そのためにもまずこの万国橋診療所を是非とも成功させなければなりません。全港湾出身県会議員宇山氏のありさつ。経過、定款、事業計画、役員人事等を満場一致で承認。とどおりになく終了した総会ではあったが、まだ一つ課題が残っている。それは、港の資本が、このような診療所を作ら

場所の万国橋福祉センター3階を賃すことに難色を示していることである。県当局もこの業界の態度には「大義がない。県当局としても業界工作をする」との約束をしており、切り開ける道である。いずれにしろひとつの山の頂に立つたのだ。(役員)
理事20名、監事2名、顧問4名、入選確認
詳しくは神奈川労職センターのニュースN.には掲載

現在 健診部では、全逓大阪西支部の健康診断にとりくんでいます。全逓大阪西支部では、健康を自分たちで守つていこうという地道な運動を支部執行部と「生命と健康を守る会」・「安全衛生委員会」が協力してすすめています。昨年モアング

は斗いを抜きにしては守れないことを、他支部の多くの仲間にあピールし、下からの運動として一歩一歩すすめています。そういう意味から今回(オエ2回)の健診を私たちが健診部はリッパにやりとげることであえぬはなりません。

織の大会で問題提起し、生命と健康

一ト健診を行い、その結果を上部組

定期報告書の提出拒否 強要・差止め撤回に争

斗争は市場に

労働省の労災長期療養者に対する無差別的な定期報告書の強要と、それに伴う休業補償差止めという攻撃に対して、被災労働者及び労働組合は非妥協的な闘いを進めてきたが、差止めが昨年7月以来9ヶ月にも及び、また99年度の定期報告書に対する反撃が労働省の予想を超えて大きく拡大したことにより、政府・労働省は徐々に追いつめられてきている。

96年5月の労災保険法改悪以来3年にわたって斗われてきた

改悪阻止斗争は斗いの総決算と出すべき時期にさしかかったと考えられる。

「保留」指示 骨抜きにした

労働省は2月7日、全国労災課長会議の中で、99年定期報告書未提出者に対して、2月分以降の休業補償の支払いを「保留」するよう、中途半端で陰険な指示を行った。しかしその後差止め処分を決断を出せないうちに3月も終わろうとしており、この本省指示も、被災者の各地の労基局との斗争の中でほとんど無意味なものとなってきている。

のである。

我々は報告書の提出拒否という実力行使を背景にして、労働省の被災者切捨て政策を粉砕していかなければならないのである。

この向の斗いの中で、定期報告書の無差別的な強要と、差止め処分の不当性がますます明らかになってきている。そして、このことは単に被災者だけでなく、総評等の労組や社会党など革新政党の全面的な支持を得るまでに発展してきている。自治労・国労・全林野・全港湾・都市交通などの各中央本部は差止め反対の意志を明らかにし、又労災保険審議会の中でも労働側委員は差止めの撤回を強く求めている。更に、国会においても社会党を中心にとり組みが進んでいるのである。

東京などを中心として各地で斗われてきた被災者の実力斗争は現在、政府の被災者切捨ての政策に根本的変更を迫りうる状況を作り拓いてきているのである。

抵抗から

攻撃へ

労働省は既に、如年4月の労働保険改正の意志を明らかにしてきている。今年の11月には改正の要綱案が労働省から示されることになっている。

我々はこれまでの斗いの蓄積を積極的にこの法改正に向けて投入していくべき時期に来ている。定期報告書の提出拒否という実力闘争を背景として、これまでの抵抗闘争の段階から、政府・労働省に被災者の要求を認めさせる攻撃的な斗いへと運動を展開させていく時期にきているのである。

被災労働者のクビ切りに加担する労働行政を許さず、被災者の生活を破壊する差止め処分に反対し、内容無用の症托報告の強要をやめさせる斗いを今後一層強めよう。そして、労働保険法の労基法からの分離策動・行

政の中央官僚統制による被災者切捨の目論みを粉碎していき

京阪神

ま札い「保留」を突破した斗いを

3月6日、京阪神の被災者団体や全港湾などが参加して第4回目の「79年度定期報告対策会議」が行なわれた。この中で、2月7日の労働省指示「未提出者についての2月分の休業補償支払の保留」を突破して支払いを続けさせていく斗いを強めること、及び、定期報告書の提出未提出にかかわらず、未提出でがんばる被災者を支えて、労働省の内容無用のやり方を粉碎し勝利するまで闘う意思を互いに確認した。

また、3月8日には、大阪府被災労働者同盟など被災者約40名は天王寺労基署との交渉をも

ち、被災者同盟員であるK氏の休業補償1月26日、2月25日の分について一切支障なく支払わせることの確認をかちとった。

神奈川

局ト怒り爆発

3月2日、神奈川県労働職業病センター、被災労働者の会などを中心に約30名が神奈川県労基局との交渉をもち、「2月分保留」の本省指示についての追及を行なった。あくまでも「本省の通達待ち」に固執する局に対し、被災者の怒りは爆発。その結果として局側は「本日(3/2)の分までは支払うよう検討する」とついに約束するに至った。

又、この交渉の中で局は定期報告内題について①目的は基本的に年金ふるいわけである、②傷病年金該当者は、これまでの障害等級1より3級と考えているなどの見解を示し注目された。

報告 有機溶剤中毒について

去る3月3日、第14回交流会
を行いました。今回は、認定要
件のうち「有機溶剤について梅
討しました。

日本における有機溶剤の歴史
は、1920年と60年に至る
ビスコース、レーヨン工場にお
ける二硫化炭素中毒、1950
と60年初期ハ、ヘツアサンダ
ル製造におけるベンゼン中毒、
60年代から、新しい溶剤とし
て導入されたノルマルヘキサン
による末梢神経障害、さらには塩
素系有機溶剤による中毒などが
あります。特にベンゼン中毒は
死んだ人もあり、それをきつか
けとして「有機溶剤中毒予防規
則」制定されています。

現在、有機溶剤中毒の業務外

の認定基準は、1971年1月
30日の基発オ122号です。ウ
シ引用しますと、次の様です。

「相当量の有機溶剤に、相当期
間にわたり、くり返しさらされ
る業務に従事しているか、又は
その業務から離れた後未だお
6ヶ月未満の者であつて、次の
(1)の自覚症状に加え(2)(3)の
いずれかに該当する症状を呈し、
医学上療養が必要であると認め
られ、有機溶剤以外の原因によ
り発症したものでないと判断さ
れるものであること」とあり、こ
れより、次に(2)皮膚、又は粘膜の
症状、(3)神経、筋、感覚器症状
(4)精神障害、(5)貧血、白血球減
少、出血傾向、血小板の減少、
(6)肝機能障害、(7)腎機能障害、

を上げています。

つまり、現行の認定基準では
有機剤に取り上げられた溶剤た
らば、すべて自覚症状(2)(3)(4)
のいずれかに該当すれば認定さ
れる可能性はある訳です。

労基則35条による 改悪は明らかか。

ところが、去年4月に改悪さ
れた労基則35条によれば、次の
様になつていきます。

まず、有機剤に取り上げられ
た溶剤のうち、次の種溶剤はす
べておろす、といふ。つまり
ガソリン、コークスナフサ、
石油エーテル、石油ナフサ、石
油ベンジン、テレピン油、ミネ
ラルスピリットを扱つていた場
合に、現行ならば認定される可
能性がありますが、新しい労基
則35条によれば、ガソリン等を
分析して、それ以外の溶剤を指
定しなければ認定されません。
それだけ労働者側の負担が重く

なるわけです。

さらに新しい労基則35条では、各々の溶剤につき認定される症状が限定されており、その溶剤に典型的な中毒症状のみを認めなければ

たじえば、トルエンでは中枢神経急性刺激症状(II自覚症状)、中枢神経系抑制(協同運動失調、四肢の知覚異常)のみが認められる。しかし、トルエンを扱う労働者の中には、肝障害も報告されており、肉腫がありま

す。このことは、又べての溶剤について言えることで、非常に大きな肉腫と言えます。このように、今回の改悪は、キリキリしました。

2月の新聞記事から

- 2.2 厚生省、中央審議会に「医薬品副作用被害救済基金法審」の要綱を諮問し8日答申を国会提案↓来春施行の予定 既発生、軽症は除外の内容
- 2.2 岩佐嘉善幸氏の原発被ばく訴訟で「放射線症状が濃厚」との鑑定書が出される
- 2.3 労働省、毎月勤労統計調査で生産回復は残業増でカバーしている実態が明らか
- 2.16 動力炉、核燃料開発事業団の東海林核燃料再処理工場から放射能廃液が川に流れる
- 2.16 土光経団連会長、医師会の主張する健保自調整に反対を表明
- 2.19 東京の小中学校で生徒の健康のコンピュータ管理を計画中
- 2.19 74年12月の三菱長崎造船のタンカー火災事故で、現場責任者、現場作業者に禁固求刑
- 2.20 環境庁、公害症認定患者への障害補償費、4月から平均97%アップと認め
- 2.22 元島スモン訴訟、患者43人に全面勝訴地裁判決、国、3社に責任を認める
- 2.16 名村藍路、100人削減へ

声の労働者の災被

被災者無視の医療機関

未組結ゆえの苦しみ

49年11月頃、夜9時過ぎ西成地域で手配師による仕事を受けた。電話線のたまたま作って空器を入れる作業である。穴を掘るユニボが私の作業をしている所へ動き足を引きかけて、横へ一直線に引きづられ倒れた。現場の者は、あわてて救急車を呼び病院に運んでくれた。丁度その日は日曜日で、先生がいなかったため、レントゲンだけして帰えり、次の日岡田病院に行きおこもらした。

現場についての状況は、その日ユニボに乗る正運転手はアバラ骨にヒビがいて通院していて、人がいなくてという事で仕事をさせられていた。運転手も仕事上で行けをしていて労災を受けるのは当然であるのに、

災おしで通院していた。その運転手が夜にちって病院に替わりの社長が乗って運転した。ところが社長は酒を飲んでおり、その上、夜になる目が見えなくなるという状態に運転したため、困難であった。

岡田病院では、足中挫骨折(捻挫)と診断されたが2日行っただけで西成に戻り、西成の社会医療センターに替った。センターに替わったのは、通院するのは遠すぎる為と、現場内の人達に迷惑をかけると思っからである。

センターには1カ日通院したが、その腰痛の訴えもたが、現認証には腰痛は関係ない扱ってくれなかった。どうするうちに医者が働いたらどうだと言ったの

で1週間1回通院したが、その日位経った頃足が更たし、腰も太かしく仕事ができなくなつた。センターに休業補償の手続きをしてくれと言ったが、受け付けの診察内容は、腰に10日玉位の腫があつた。腫つてると、私の後の患者が、医者かと言つた。こいた事を話してくれたい。

私は仕方なく49年2月まで頃、休業補償がもらえなう為生活に困り、西成の森宮に行き失業保険をもらい、本当に苦しい状況であつた。このままでは苦しいため、佐藤病院に行き診察してもらつたら、左足骨折の後遺症であると言われ、センターに行き、はっきりにしているじやないかと報告したが、受け付けしてくれなかった。そのケースワーカーの人が言つたは、現認

証を書き分えなければならぬ
ということである。

そこでちんとかちんちんもの
か、愛媛地域の西成分會(全
港湾)に相談に行つた。分會で
はさぐ電話で会社に話をしてく
れた。電話で分會会社は飛んで
来て現証証を書いてくれた。ま
ったくおきりたもので一人の弱
い者であつた野ざらしにして、
この会社の態度は憤慨である。
内容書きかえの爲に阿佐野勤基
に行き上申したらOKが出たの
で、会社に行き号用紙をもら
つてセンターに行つたら取り扱
つてくれた。センターは会社が
連絡してくれたので、やっぱりそ
の氣になつたのだと思ふ。また
センターは腰が悪いという事が
レントゲンに出ている事を認め
た上でやっと認定してくれた。
しかし、49年4月すぎから6
月まで通院していた時、カルテ
を見ると全治したと書いてあつ
た。どういふ意味かわからない
が、まだ足は引きづつて動けな
い状態であるのに、こういう医

療センターのやり口に、打ち切
られると思ひ日赤に行き診察し
てもらつた。日赤では、左足捻
挫、腰部捻挫、左足膝内都傷害
と診断を受けた。日赤に11月頃
まで通院中、日赤もまた、左足
捻挫だけ後遺症と認め、腰は悪
くないと言つてきたために、南
西労務病院に行き診察してもら
つた。

南西労務病院では、腰椎捻挫
に尾骨が曲つていると診断され
院内のリハビリテーションで見
てもらつたと言われ、その技
師に見てもらつたら、腰が完全
にいかにいけると言われ、腰椎
捻挫で半年ぐらい通院した。私
を見つめた医者が3人目にあり
3人目の医者が、医療センター
で治療してもらつた。この医者に
これは駄目だと思ひ、九州に帰
り姉の所から、九州病院に通院
した。

九州では、腰椎捻挫とされ、
年ぐらゐ通つた。その後大阪に
戻つて、大阪労務病院で診察し
てもらつた(何故大阪に戻つた

のかは、腰が毎夜痛く眠れず、
寝水の爲精神的にまいつていた
からだと思ふ)。大阪労務では
じこも悪くないと診断された中
で10日ぐらゐ通院したが、結局
九州の自宅に帰つた。九州で松
本病院で診察を受けたら、打撲
による神経症であると診断され
た。しかしこの証明では、労務
補償は出さぬし阿佐野勤基から
連絡があつた。腰痛であれば認
めるということである。ところが、
松本に連絡をしたら、大分
労務基に提出したと言ひ、休業補
償は出したと言つて、結局出し
たところは阿佐野勤基で、直接
私の所に休業補償が届いた。一
体どうなつていゝのか?

(つづく)
二の、被労働者の声は
まだ続きませんが、今号は紙面
の関係で二のまでの掲載とし
ます。二の後、被労働者同
盟等との出合いがやつて来ま
す。

2月分会計報告

収入

会費	171600	
機関誌	81714	
カンパ	243146	①
資料	735	
パンフ	50500	②
計	547695	

2月分収支 - 94202

1月からの
繰り越し (+)

849699

種立へ 170000 (-)

3月への
繰り越し //

支出

事務費	58621	③
機関誌	75200	④
活動費	124496	⑤
郵送費	12280	
パンフ	131300	⑥
人件費	240000	⑦
計	641897	

(註)

- ① 労災斗争勝利カンパにして全港湾大阪支部より10万円
香川山下氏の遺族より各方面へのカンパが更に各人
よりセンターにカンパされたもの) 75万円 ... 収入計へ
- ② 全国会議より立替パンフ代の返金 50000
- ③ 2月分都庁代、共済費、水道代、電気代、新聞代、1月分ガズ代
- ④ 1月号印刷代
- ⑤ 12月分社保料、1月分電話代、東京出張、広島出張各1回
活動交通費、通勤交通費
- ⑥ 全国連絡会議パンフ印刷立替金
- ⑦ 2月分人件費(アルバイト料を含む4人分)

表紙写真 (3月号)

反動通達・大基発945号撤回闘争並びに「定期報告書」問題に取り組む被災労働者同盟と支援の人達(大阪労働基準局前での集会)

※先月(2月)号の表紙写真は、全通大阪西支部提供の、集会を伝える写真でしたが、編集のミスで説明がありませんでした。このことを、おわびするとともに以上付け加えておきます。

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28